

意見書

平成30年11月27日
三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成30年11月27日に開催した平成30年度第4回三重県公共事業評価審査委員会において、県より河川総合開発事業1箇所、海岸高潮対策事業2箇所の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 河川総合開発事業【再評価対象事業】

18番 河川総合開発事業（とばこうちだむ鳥羽河内ダム建設事業）

当該箇所は、平成9年度に事業に着手し、平成13年度に再評価を行い、平成17年度に河川整備計画を策定し、平成25年度に再評価を行い、平成27年度に河川整備計画を変更し、その後、社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業である。

(2) 海岸高潮対策事業【再評価対象事業】

14番 海岸高潮対策事業（いだちくかいがん井田地区海岸）

当該箇所は、平成3年度に事業に着手し、平成10年度、15年度、20年度、25年度に再評価を行い、その後おおむね5年を経過して継続中の事業である。

(3) 海岸高潮対策事業【事後評価対象事業】

504番 海岸高潮対策事業（とばこうかいがん鳥羽港海岸）

当該箇所は、平成3年度に事業に着手し、平成24年度に完了した事業である。

今回、審査を行った結果、18番、14番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

なお、18番については、今後、適切なダムの管理手法について検討されたい。

また、14番については、事業期間が長期にわたることから、早期事業完成に努められたい。

504番の事業の効果については評価結果の妥当性を認める。

なお、事業内容の見直しにより、コスト縮減をされたことは評価できる。今後、長期的に事業効果を発現できるよう、さらに地域との連携を図られたい。